

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第54号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（<u>短時間勤務職員</u>（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条第3項において同じ。</u>）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p>
<p>第20条 部分休業（<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。</u>）の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 人事委員会規則で定める職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員</u>（<u>短時間勤務職員を除く。</u>）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（人事委員会規則で定める場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものと</p>	<p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）</u>の承認は、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 人事委員会規則で定める職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（人事委員会規則で定める場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から人事委員会規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

する。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（部分休業の請求の申出に係る1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(第2号部分休業の上限時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定に基づく変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事

<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条第1項及び給与等条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条第2項及び給与等条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u></p>	<p><u>情とする。</u></p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が<u>第1号部分休業又は第2号部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第31条第1項及び給与等条例第27条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第31条第2項及び給与等条例第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定に基づく変更をしたときとする。</u></p>
--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（1日につき2時間又は1年につき医療局長が定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務し</p>

偶者、父母、子、配偶者の父母その他医療局長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により医療局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、医療局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、医療局長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他医療局長が定める手当を減額した給与を支給する。

ないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他医療局長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により医療局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、医療局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、医療局長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他医療局長が定める手当を減額した給与を支給する。

3 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

4 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和35年岩手県条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業局長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により企業局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、企業局長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(1日につき2時間又は1年につき企業局長が定める時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業局長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により企業局長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、企業局長が、職員の申出に基づき、</p>

ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、企業局長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業局長が定める手当を減額した給与を支給する。

要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、企業局長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他企業局長が定める手当を減額した給与を支給する。

3 [略]

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。